## 第11回新城南部企業団地産廃対策会議次第

平成 27 年 9 月 30 日 (水) 19:30~ 富岡ふるさと会館 1 階 集会室

1. 最近の経過について

2. 今後の予定について

3. その他

### 新城南部企業団地産廃対策会議要綱

(目的)

第1条 新城南部企業団地における産業廃棄物中間処理発酵施設(以下「産廃施設」という。)の操業による周辺地域の環境への影響等の課題(以下「課題」という。)に関し、八名地区の住民(以下「地域住民」という。)が情報を共有し、市民、事業者及び行政が一体となった環境保全の取り組みを図ることにより、地域の環境汚染を未然に防止するため、新城南部企業団地産廃対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

(組織・任期・報償等)

- 第2条 対策会議は、委員25人以内で組織し、委員は、新城市産業廃棄物等関連施設の 設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規 定に準じた関係地域から選出された者及び八名こども園、八名小学校、八名中学校に通 う児童の保護者とし、市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の報償は、支給しない。ただし、費用弁償は支払うことができる。 (関係地域)
- 第3条 関係地域は、条例施行規則第8条の規定に準じて、産廃施設から概ね半径1キロメートルの範囲にある行政区及びそれに隣接する行政区とする。

(会議の運営)

- 第4条 対策会議は、市長の要請により委員を招集し、その会議の取り回しは、環境部長が行う。
- 2 必要があると認めるときは、対策会議に市職員、市議会議員及びその他の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の任務)

- 第5条 会議は、次に掲げる任務に当たるものとする。
  - (1) 課題に関する委員の意見を聴き、整理すること。
  - (2) 課題の解決策を検討し、協議すること。
  - (3) 対策会議において収集した情報及び検討した事項を八名区長会の行政区を通じて地域住民に報告すること。
  - (4) 条例第9条第1項に準じた説明会の開催及び条例第14条第1項に準じた環境保全協定の締結に向けて産廃施設設置事業者から意見を聴くこと。
  - (5) 上記の他、対策会議の目的を達成するための任務。

(会議の公開)

第6条 会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。 (庶務)

第7条 本会の庶務は、新城市環境部環境課において処理する。

附則

- 1. この要綱は、平成26年8月25日から施行する。
- 2. 対策会議は、第1条の目的が達せられたと委員の過半数が認められたときまでとする。
- 3. 対策会議の委員の初年度の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、成立の日から 平成27年3月31日までとする。

附 則(平成26年12月18日)

1. 環境部長が不在の場合は、第4条第1項の規定にかかわらず、環境部職員が行う。

#### 新城南部企業団地產廃対策会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新城南部企業団地産廃対策会議(以下「会議」という。)の 傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴定員は定めない。ただし、会場の収容人員を超える場合は、この限りでない。

(傍聴の手続)

- 第3条 会議を傍聴しようとする者は、会場の指定の入口で自己の住所及び氏名を 傍聴人受付票に記入しなければならない。
- 2 会議を傍聴できる者は、先着順で決定するものとする。 (入場の禁止)
- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。
  - (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
  - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
  - (5) 前各号に定めるもののほか、会議の円滑な進行を妨げると認められる者 (傍聴人の守るべき事項)
- 第5条 傍聴人は、会場においては、次の事項を守らなければならない。
  - (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
  - (2) 会場での発言に対して、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
  - (3) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
  - (4) たすき、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威行為をしないこと。
  - (5) 飲食又は喫煙行為をしないこと。
  - (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場においては、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。 ただし、環境部長の許可を得た者は、この限りでない。

(退場命令)

第7条 環境部長は、傍聴人がこの要領に違反したと認めるときは、注意を与え、 なお従わないときは、退場を命ずることができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、新城南部企業団地産廃対策 会議において別に定める。

附則

この要領は、平成26年9月19日から施行する。

附 則(平成26年12月18日)

環境部長が不在の場合は、環境部長から権限を委任された者に読み替えるものとする。

## 産業廃棄物処分業者の新城南部企業団地進出に係る最近の経過

日時	環境課で把握する打合せなどの動き
H27.4.28	建設中のタナカ興業新城工場を市環境部・市建設部・市議会経済建設委員会で見学。
H27.4.28	第8回新城南部企業団地産廃対策会議を開催。3.30付けタナカ興業からの回答を伝えた。
H27.4.29	八名区長会で産廃対策会議の概要を市環境部が報告。
H27.4.30	第9回新城南部企業団地産廃対策会議を開催。市と市議会が市民の会から県に対する要望の回答を 促すようにとの要望を受けた。
H27.5.7	市長及び市議会議長から県環境部長に対して、市民の会からの要望への回答を促す旨の要望書を提出。
H27.5.11	市長及び市議会議長から県環境部長に対して、市民の会からの要望への回答を促す旨の要望書について、県環境部に説明。
H27.5.18	県環境部長から市長・市議会議長あてに「審査又は調査中」との回答が文書であった。
H27.5.19	第10回新城南部企業団地産廃対策会議を開催。県環境部長からの回答を伝えた。峰野県議が同席。 施肥に係る市条例整備の要望を受けた。
H27.6.1	第5回新城市産廃対応庁内会議を開催。施肥条例について協議。
H27.6.10	産廃対策会議委員と市議(滝川・山口・中西)の話し合いに市産業・立地部が出席。
H27.6.18	市議会6月定例会(6/18・19の一般質問)で、産業廃棄物処理施設に係る質疑応答あり。
H27.6.29	市議会6月定例会で、新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例を可決。7月1日から施行。
H27.7.8	八名地区4区長から悪臭規制改正(こども園、小中学校から1キロ以内の規制強化)の要望あり。
H27.7.28	第6回新城市産廃対応庁内会議を開催。悪臭規制について協議。
H27.7.30	タナカ興業新城工場を副市長・市環境部・建設部・産業立地部・企画部で見学。
H27.7.31	八名4区長他と市長・環境部長が面談。悪臭に係る現況調査をすることを伝えた。
H27.8.28	市内小学校・中学校・こども園に係る悪臭の現況調査の結果をまとめた。
H27.9.7	市議会9月定例会(9/7・8・9の一般質問)で、産業廃棄物処理施設に係る質疑応答あり。
H27.9.30	第11回新城南部企業団地産廃対策会議を開催。

1

# 産廃施設等周辺環境調査業務委託 分析結果速報

分析項目	単位	定量 下限値	敷地境界風上 (北西)	敷地境界風下 (東)	直近民家 (東側)	基準	
採取日		平成27年5月22日					
アンモニア	volppm	0. 1	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限値未満	5	<b>(※</b> 2)
メチルメルカプタン	volppm	0.0001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	( <b>※</b> 2)
硫化水素	volppm	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	( <b>※</b> 2)
硫化メチル	volppm	0.0001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	<b>(※</b> 2)
二硫化メチル	volppm	0.0003	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.1	(※2)
トリメチルアミン	volppm	0.0001	定量下限値未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.07	( <b>※</b> 2)
アセトアルデヒド	volppm	0.002	0.007	0.006	0.008	0.5	(※2)
プロピオンアルデヒド	volppm	0.002	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.5	(※2)
ノルマルブチルアルデヒド	volppm	0.0003	定量下限值未満	0.0003	定量下限值未満	0.08	(※2)
イソブチルアルデヒド	volppm	0.0009	定量下限値未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.2	( <b>※</b> 2)
ノルマルバレルアルデヒド	volppm	0.0007	0.0014	0.0025	定量下限值未満	0.05	(※2)
イソバレルアルデヒド	volppm	0.0002	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限値未満	0.01	(※2)
イソブタノール	volppm	0.01	定量下限値未満	定量下限值未満	定量下限値未満	20	(※2)
酢酸エチル	volppm	0.3	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限値未満	20	(※2)
メチルイソブチルケトン	volppm	0.2	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	6	(※2)
トルエン	volppm	0.9	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限値未満	60	(※2)
スチレン	volppm	0.03	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	2	(※2)
キシレン	volppm	0. 1	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限値未満	5	(※2)
プロピオン酸	volppm	0.002	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.2	(※2)
ノルマル酪酸	volppm	0.00007	定量下限値未満	定量下限值未満	定量下限値未満	0.006	(**2)
ノルマル吉草酸	volppm	0.0001	定量下限値未満	定量下限值未満	定量下限値未満	0.004	(**2)
イソ吉草酸	volppm	0.00005	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0. 01	(※2)
臭気指数	_	10	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	18	(※1)
臭気濃度	_	10	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満		

<sup>※1</sup> 新城市規制基準

<sup>※2</sup> 参考値(愛知県 悪臭に係る規制地域及び規制基準 第3種地域)

# 産廃施設等周辺環境調査業務委託 分析結果速報

分析項目	単位	定量 下限値	敷地境界風上 (北西)	敷地境界風下 (東)	直近民家 (東側)	基準	
採取日			平成27年7月28日				
アンモニア	volppm	0. 1	定量下限值未満	0.1	定量下限値未満	5	<b>(※</b> 2)
メチルメルカプタン	volppm	0.0001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	<b>(※</b> 2)
硫化水素	volppm	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	( <b>※</b> 2)
硫化メチル	volppm	0.0001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.2	<b>(※</b> 2)
二硫化メチル	volppm	0.0003	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	( <b>※</b> 2)
トリメチルアミン	volppm	0.0001	定量下限值未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.07	(※2)
アセトアルデヒド	volppm	0.002	定量下限值未満	定量下限值未満	定量下限值未満	0.5	(※2)
プロピオンアルデヒド	volppm	0.002	定量下限值未満	定量下限値未満	定量下限值未満	0.5	(※2)
ノルマルブチルアルデヒド	volppm	0.0003	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.08	(※2)
イソブチルアルデヒド	volppm	0.0009	定量下限值未満	定量下限値未満	定量下限值未満	0.2	(※2)
ノルマルバレルアルデヒド	volppm	0.0007	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	(※2)
イソバレルアルデヒド	volppm	0.0002	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0. 01	(**2)
イソブタノール	volppm	0.01	定量下限值未満	定量下限値未満	定量下限值未満	20	(※2)
酢酸エチル	volppm	0.3	定量下限值未満	定量下限値未満	定量下限值未満	20	(※2)
メチルイソブチルケトン	volppm	0. 2	定量下限值未満	定量下限値未満	定量下限值未満	6	(※2)
トルエン	volppm	0.9	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	60	(※2)
スチレン	volppm	0.03	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	2	(**2)
キシレン	volppm	0. 1	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	5	(※2)
プロピオン酸	volppm	0.002	定量下限值未満	定量下限値未満	定量下限值未満	0.2	(※2)
ノルマル酪酸	volppm	0.00007	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	(※2)
ノルマル吉草酸	volppm	0.0001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限值未満	0.004	(**2)
イソ吉草酸	volppm	0.00005	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0. 01	(※2)
臭気指数	_	10	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	18	(※1)
臭気濃度	_	10	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満		

<sup>※1</sup> 新城市規制基準

<sup>※2</sup> 参考値(愛知県 悪臭に係る規制地域及び規制基準 第3種地域)

#### 新城市長 穂積亮次 様

新城市富岡代表区長 中村正昭

新城市黒田区長

伊藤公雄

新城市一鳅田区長

中西忠史

新城市東清水野区長 森田敏行



### 悪臭規制の改正について(要望)

#### 要望事項

悪臭防止法に基づく新城市の規制(H24.3.30 告示第 30 号)について、現行の規制に加えて、 学校(子ども園、小・中学校等)から1キロメートル以内の区域を,第1種地域(臭気指数12以下) とすることを要望します。

なお, 既存の施設(畜産業等)において, 直ちに第1種地域の基準を満たすことが困難と認めら れる事例については、暫定的な取り扱いがなされるよう併せて要望します。

#### 要望理由

新城市は,6月議会で「教育憲章」を制定し、「新城の三宝」(自然・人・歴史文化)を故郷の誇り として「共育」を進めるとしています。また、「共育」は市の教育理念と位置付けられ、"学校を拠点" として地域ぐるみで「三宝」を活かして郷土を愛する気持ちを育むとともに教育を充実させるとして います。

憲章に掲げられたように、新城市はどの学区においてもすばらしい自然に恵まれています。この 豊かな自然を保つことは、感性豊かな子どもたちが成長するために必要不可欠です。 豊かな自 然条件のひとつに悪臭が無いことがあり、新城市では法律に基づいて標記の告示において規制を 行っています。 この規制においては,市街化区域を第1種地域とし,それ以外,市域の大部分が 第3種区域(臭気指数18以下)としていますが、現在は第3種区域であっても悪臭のない環境(第 1種地域相当)を保っています。

悪臭が漂う環境では「共育」は成立しません。郷土を愛する気持ちも育ちません。現在の悪臭の 無い環境を保つためには、これを守るための規制が必要です。「共育」と活力のある地域づくりを 進めるためには、特に学校周辺における規制を強化して悪臭を未然に防止することが必要不可欠 です。 (以上)

各位

環境課長

#### 悪臭の発生状況に係る調査について (結果)

八名地区の区長から悪臭規制の強化に関する要望がありました。要望の内容は、現行の規制に加えて、小中学校及びこども園から1キロメートルの範囲を第1種地域(臭気指数12以下)とすることです。

これを受けて、市では、要望内容を検討するためには、現況を把握することがまず必要と考え、市内の小中学校及びこども園を対象に悪臭の発生状況に係る調査を実施しましたので結果を以下に報告します。

-記-

#### 調査対象

小学校(17校舎)、中学校(6校)、こども園(17園)、計40施設

#### 調査結果

事例なし 38件、事例あり 2件

#### 事例詳細

(事例1)海老小学校

発生時期、時間: H26.6 月下旬から7月、午前10時頃

原因:自然発生

状況:コバエの大量発生により、強い臭いを感じた。コバエの発生がおさまっ

た後もしばらく臭いが残った。

対応: 教室などの窓を閉め、殺虫・防虫用薬剤を使用。

#### (事例2) 東郷中学校

発生時期、時間:H26.4 月中旬から下旬、午前8時から午後5時

原因:鶏糞

状況:風向きによって、強い臭いを感じた。

対応:一過性であったため、特に対応はしていない。

問合せ:環境課 (新城市クリーンセンター内) 電話 23-7677 ファックス 22-0554 Eメールアドレス kankyou@city.shinshiro.lg.jp